

## 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めるもののほか、市が発注する工事または製造の請負、物品の購入その他の契約（以下「市発注契約」という。）に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、競争入札の参加の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

3 前各項の指名停止は、本市における当該業務担当職員または公的機関からの通知によるもののほか、原則として函館市内で販売されている新聞等の報道により知り得たものを対象として行うものとする。

### (下請負人、共同企業体および協同組合に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元

請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項または前2項の規定により指名停止を受けた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 市長は、前条第1項の規定により協同組合について指名停止を行う場合において、当該協同組合から下請けをした有資格業者である組合員があるときは、当該組合員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該協同組合の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期および長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1項から第14項までの措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合を除き、別表第9項から第11項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第9項から第11項までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項および前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
  - 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項および第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は36月を超えないものとする。
  - 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前各項および次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
  - 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
  - 7 指名停止の期間中の有資格業者が、新たに別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間は、新たに措置が必要となった事由に応じて定めた期間に、既に受けて

いる指名停止の残期間に相当する期間を加えた期間とする。ただし、当該指名停止の期間は36月を超えないものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。ただし、当該指名停止の期間は36月を超えないものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、または本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第10項第1号または第11項第1号に該当したとき。
- (2) 別表第10項または第11項に該当する有資格業者について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令または競売等妨害もしくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または競売等妨害もしくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第10項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (4) 本市または他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明

治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)または談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第11項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項もしくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、または同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し様式1、様式2または様式3の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注契約に関するものであるときは、改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事の全部もしくは一部の下請負人となり、もしくは受託者となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、情状により指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面または口頭で警告または注意を喚起することができる。

(指名停止の公表)

第10条 市長は、第6条第1項の規定に基づき指名停止に関する通知を行ったときは、当該有資格業者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 商号または氏名
- (2) 本店所在地または住所
- (3) 指名停止期間または解除期日
- (4) 理由

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

様式 1 (第 6 条関係)

競争入札参加資格者指名停止書

函 財 調  
函 企 管 経  
函 病  
平成 年 月 日

様

函館市長 印  
公営企業管理者 企業局長 印  
公営企業管理者 病院局長 印

函館市が行う指名競争入札に関する指名を次のとおり停止したので  
通知します。

1 指名停止の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 指名停止の理由



様式 2 (第 6 条関係)

競争入札参加資格者指名停止期間変更通知書

函 財 調  
函 企 管 経  
函 病  
平成 年 月 日

様

函館市長 印  
公営企業管理者 企業局長 印  
公営企業管理者 病院局長 印

平成 年 月 日付けで通知した指名停止の期間を次のとおり変更したので通知します。

1 指名停止の期間

変更前 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
変更後 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 指名停止の期間を変更した理由

様式 3 (第 6 条関係)

競争入札参加資格者指名停止解除通知書

函 財 調  
函 企 管 経  
函 病  
平成 年 月 日

様

函館市長 印  
公営企業管理者 企業局長 印  
公営企業管理者 病院局長 印

平成 年 月 日付けで通知した指名停止を解除したので通知します。

1 解除期日 平成 年 月 日

2 解除理由

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札および見積合わせ前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 市発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上6月以内</p>
<p>3 北海道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上4月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上6月以内</p>

6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から  
2月以上4月以内

(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)

7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定をした日から  
1月以上4月以内

8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

当該認定をした日から  
1月以上2月以内

(贈 賄)

9 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

当該認定をした日から

(1) 本市の職員

① 代表役員等

8月以上24月以内

② 一般役員等

6月以上18月以内

③ 使用人

4月以上12月以内

(2) (1)以外の公共機関の職員

① 代表役員等

6月以上18月以内

② 一般役員等

4月以上12月以内

③ 使用人

2月以上6月以内

(独占禁止法違反)

<p>10 次の(1)または(2)に掲げる場合において、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 本市との契約に当たって</p>	<p>6月以上24月以内</p>
<p>(2) (1)以外の業務に当たって</p>	<p>4月以上18月以内</p>
<p>(競売入札妨害または談合)</p>	
<p>11 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が、次の(1)または(2)に掲げる場合において競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 本市との契約に当たって</p>	
<p>① 代表役員等</p>	<p>8月以上24月以内</p>
<p>② 一般役員等</p>	<p>6月以上24月以内</p>
<p>③ 使用人</p>	<p>6月以上24月以内</p>
<p>(2) (1)以外の公共機関との契約に当たって</p>	
<p>① 代表役員等</p>	<p>6月以上24月以内</p>
<p>② 一般役員等</p>	<p>4月以上24月以内</p>
<p>③ 使用人</p>	<p>4月以上24月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>12 北海道内の工事契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
	<p>2月以上9月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p>	
<p>13 前各項に掲げるもののほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
	<p>2月以上9月以内</p>

<p>14 前各項に掲げるときのほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上9月以内</p>
<p>15 第9条に基づき、警告または注意した日から1年以内に再度警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>16 前各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年以内（指名停止の期間中を含む。）に第9条に基づく警告または注意する事由を生じさせ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上6月以内</p>